

建築基準法施行細則の一部改正新旧対照表

新

(特殊建築物等に関する報告書)

第七条 建築主は、次の各号に掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合)においては、増築後において当該各号に掲げる建築物となる場合を含む。)これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の様様替をしようとする場合又は建築物若しくは建築物の部分に当該各号に掲げる建築物に用途変更しようとする場合においては、法第六条第一項の規定による確認の申請と同時に法第六条の二第一項の規定による確認を受けようとするときに、その概要を特殊建築物等に関する報告書(様式第八)により知事に報告しなければならない。

一 劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場、病院、旅館、ホテル、令

第百十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等、展示場、キャバレ

ー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗(百貨店及びマーケットを含む。)又は事務所その他これらに類するものの用途に供する部分の全部又は一部が三階以上の階又は地階にある建築物

二 略

(許可申請書の添付図書等)

第十二条 省令第十条の四第一項及び第四項に規定する規則で定める図書又は書面は、次の表の(イ)欄に掲げる法の規定による許可の申請の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げるとおりとする。

旧

(特殊建築物等に関する報告書)

第七条 建築主は、次の各号に掲げる建築物を建築(増築しようとする場合)においては、増築後において当該各号に掲げる建築物となる場合を含む。)し、大規模の修繕をし、若しくは大規模の様様替をしようとする場合又は建築物若しくは建築物の部分に当該各号に掲げる建築物に用途変更しようとする場合においては、法第六条第一項の規定による確認の申請と同時に法第六条の二第一項の規定による確認を受けようとするときに、その概要を特殊建築物等に関する報告書(様式第八)により知事に報告しなければならない。

一 劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場、病院、旅館、ホテル、令

第十九条第一項に規定する児童福祉施設等、展示場、キャバレー、ナ

イトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗(百貨店及びマーケットを含む。)又は事務所その他これに類するものの用途に供する部分の全部又は一部が三階以上の階又は地階にある建築物

二 略

(許可申請書の添付図書等)

第十二条 同上

(五)	(二)～(四) 略	<p>(一)</p> <p>第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第二号若しくは第四号、第四十七条ただし書、第五十二条第十項若しくは第十四項、第五十三条第四項若しくは第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号(第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。)、第五十九条第一項第三号若しくは第四項、第五十九条の二第一項、<u>第六十七条の三第三項第二号</u>、第五項第二号若しくは第九項第二号、第六十八条第二項第二号若しくは第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項又は第八十五条第三項若しくは第五項</p>	(イ)
			略

(五)	(二)～(四) 略	<p>(一)</p> <p>第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第二号若しくは第四号、第四十七条ただし書、第五十二条第十項若しくは第十四項、第五十三条第四項若しくは第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号(第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。)、第五十九条第一項第三号若しくは第四項、第五十九条の二第一項、<u>第六十七条の二第三項第二号</u>、第五項第二号若しくは第九項第二号、第六十八条第二項第二号若しくは第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項又は第八十五条第三項若しくは第五項</p>	(イ)
			略

十六條の二第一項ただし書、第五十七條の四第一項ただし書、第六十條の二第一項第三号又は第六十八條第一項第二号	
---	--

(認定申請書の添付図書等)

第十二條の二 省令第十條の四の二第一項に規定する規則で定める図書は、次の表の(イ)欄に掲げる法及び令の規定による認定の申請の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げるとおりとする。

(五) 略	(四)	(二)及び(三) 略	(一)			
	法第六十八條の三第一項から第三項まで、 <u>法第六十八條の四</u> 、法第六十八條の五の二、法第六十八條の五の五第一項若しくは第二項又は法第六十八條の五の六		略	略	(イ)	(ロ)
			法第四十四條第一項第三号、 <u>法第六十八條の三第七項</u> 又は令第三百三十一條の二第二項若しくは第三項	略		

しくは <u>第二号</u> 、第五十六條の二第一項ただし書、第五十七條の四第一項ただし書、第六十條の二第一項第三号又は第六十八條第一項第二号	
---	--

(認定申請書の添付図書等)

第十二條の二 同上

(五) 略	(四)	(二)及び(三) 略	(一)			
	法第六十八條の三第一項から第三項まで、 <u>法第六十八條の四第一項</u> 、法第六十八條の五の二、法第六十八條の五の五第一項若しくは第二項又は法第六十八條の五の六		略	略	(イ)	(ロ)
			法第四十四條第一項第三号又は令第三百三十一條の二第二項若しくは第三項	略		

(六)	
令第三百三十七条の十六第二号	
一 (一)項(㉒)欄第一号及び第二号に掲げる図面	二 (二)項(㉓)欄第二号に掲げる図面
三 省令第一条の三第三項の表二に掲げる既存不適格調書	四 その他知事が必要と認める図書

2 以下 略

(認定又は許可の申請書等の添付図書等)

第十二条の三 1 及び 2 略

3 省令第十条の二十三第六項に規定する規則で定める図書及び書類は、

省令第三条の九第一項第一号又は第三条の十一第一項第一号に規定する適合判定通知書の写し、省令第三条の七第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類の写し並びにその他知事が必要と認める図書とする。

2 以下 略

(認定又は許可の申請書等の添付図書等)

第十二条の三 1 及び 2 略